

酪農学園大学食品流通学科同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、酪農学園大学食品流通学科同窓会と称し、事務局を北海道江別市文京台緑町582番地1酪農学園大学酪農学部食品流通学科内に置く。

第2条 本会は、卒業生の親睦と連携を図り併せて酪農学園大学酪農学部食品流通学科の充実と発展に期することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 同窓会誌の発行
- (2) 卒業生名簿の整備と作成
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

第4条 本会の会員は酪農学園大学酪農学部食品流通学科の卒業生とする。

第3章 役 員

第5条 本会の役員は、理事及び監事とし、定数は次のとおりである。

- (1) 理事: 卒業期×1名
- (2) 監事: 2名

第6条 卒業期理事は、各卒業期会員の互選により、各1名選出される。

第7条の1 理事は理事会の互選により、1名の会長を選出する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第8条の1 理事は会長を除く理事のうち互選により副会長を、選出する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故等で会務を執行できない時はその職務を代行する。

第9条 理事は会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長が共に事故等で会務を執行できない時、その職務を代行する。

第10条 理事会の組織、運営は次のとおりとする。

- (1) 理事会は理事全員で構成する。
- (2) 理事会は会長が招集する。
- (3) 理事会は年1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

第11条 理事会で議決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 理事の選任
- (3) 前年度の事業報告及び収支決算
- (4) 当年度の事業計画及び収支予算
- (5) 酪農学園大学同窓会校友会理事及び代議員選出
- (6) その他会務の執行に必要な事項

第12条の1 会長、副会長、理事及び事務局長をもって運営理事会を組織する。

2 運営理事会は、理事会の決議に基づく事項のうち、その執行について協議する。

第13条 監事は理事及び事務局を除く会員より、理事会において選出する。

第14条 監事は、本会の会計及び財政状況を監査し、その結果を理事会でなければならない。

第15条の1 役員の任期は4年とする。

- 2 補充役員及び新規卒業期理事の任期は第1項の残任期間とする。

3 役員は再任されることができる。

第4章 事務局

第16条 事務局は、原則として本学園に勤務する卒業生をもって構成する。

第17条の1 事務局員は、事務局員の互選により、1名の事務局長を選出する。

2 事務局長は、事務局の会務を総括する。

第18条 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 運営理事会に関する業務
- (2) 理事会に関する業務
- (3) 会費徴収に関する業務
- (4) その他、本会運営等に必要な業務

第5章 会計

第19条 本会の会費は15,000円(終身会費)とし、卒業年次に徴収する。

第20条 会計年度は、4月1日から翌年3月末日とする。

第21条 本会の資金は、理事会が管理する。

第6章 附則

第22条 本会会則に必要な細則は、理事会の議決により会長がこれを定める。

(1) 本会会則は、平成10年4月1日より施行する。